京都市個人情報保護審査会答申第５０号の概要

答申年月日	平成２０年8月１８日
請求内容	諮問番号３５，３８，４０，４２，４４，４５，４７，４８，４９，５４，５５，５６の会議録（個人情報保護審査会）全部
請求者	本人
所管課	総務局総務部文書課
所管課の決定	個人情報一部開示決定
所管課の主張	１　審査会では，実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容を基に，委員間で自由，活発な意見交換が行われる。そして，答申すべき方向性やその理由についておおむね委員間での合意が形成されると，それまでの審議の経過を踏まえて，何回かの修正を経て，答申内容が確定されていく。審査会は，審議の中立，公平性及び判断の公正さ，客観性の確保が要求される。 ２　本件非開示部分が開示されると，答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが，その内容について確認を得ていないこと，また，その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから，審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果，審査会の審議の中立，公平性及び判断の公正さ，客観性について，無用な疑いを抱かせ，答申の信頼性を失わせるおそれが生じ，委員間の自由，活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また，審査会の審議は反復して行われており，対象案件の答申が出された後であっても，審議過程が明らかになると，他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため，審議が終了した後でも，今後行われる同種の手続における委員間の自由，活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 　更に，審査会への諮問は，その判断の公正さ，客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると，本件非開示部分を開示すると，審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず，実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。
異議申立人の主張	１　憲法上の知る権利に反している。
審査会の判断	１　当審査会は，実施機関が不服申立てを処理するに当たり，判断の公正さ，客観性を担保するために設けられた制度である。

	2　本件非開示部分を開示すると，審議の手法及び審議過程が明らかになることから，委員間の率直な意見交換に相当の影響が生じることとなり，意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる。 3　当審査会の審議は反復して行われるものであり，対象事案の答申が出された後でも，開示すること，今後行われる同種の事案における委員間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる 4　以上の点から，当審査会は，実施機関が行った本件処分について，不当であるとは認められないと判断する。